

平成26年度沖縄振興特別推進交付金事業（県分）検証シート【公表用】

事業番号・事業名	233	離島空港ちゅらゲートウェイ事業		沖縄21世紀ビジョン 基本計画該当箇所	第3章-3-(1)-ア		
担当部課名	土木建築部 空港課	事業実施 (予定)年度	平成 25 ~ 33 年度	沖縄振興基本方針 該当箇所	国際交流・物量拠点の核となる 空港の整備		
					3-11-(2)		
事業内容	離島の玄関口である空港を花で彩ることにより、離島観光のブランドイメージを高めるため景観整備を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
予算額・執行額 【単位：千円】		24年度	24年度(繰越)	25年度	25年度(繰越)	26年度	
	予算 の 状 況	(a) 当初予算額	—	—	11,000	—	11,000
		(b) 予算現額	—	—	11,000	—	11,000
		(c) 増減額 (b-a)	—	—	0	—	0
		(d) 前年度繰越額	—	—	—	—	—
	A. 計 (b+d)		—	—	11,000	—	11,000
	B. 執行済額		—	—	10,995	—	10,928
	うち交付金充当額		—	—	8,796	—	8,742
	C. 次年度繰越額		—	—	0	—	0
	執行率 (%) (B/A)		—	—	100.0%	—	99.3%
予算の状況の説明		執行率は約100%で執行済。不用額は、入札残による72千円の執行残額					
活動目標 (指標) 及び達成状況	H26活動目標(指標)		達成状況				
			24年度	25年度	26年度	27年度	
	離島空港の飾花空港数3空港	目標	—	飾花空港数:3空港	飾花空港数:3空港		
		実績	—	飾花空港数:3空港	飾花空港数:3空港		
		目標					
		実績					
達成状況説明	新石垣空港他2空港において、ターミナル及び周辺のプランター設置や植栽柵への植え付けで飾花を実施し、目標を達成した。						
成果目標 (指標) 及び進捗状況	H26成果目標(指標)		基準値 (24年度)	24年度	25年度	26年度	目標値 (28年度)
	離島空港の飾花に対する満足度 60%	目標	—	—	—	60%	—
		実績	—	—	—	85%	—
	【参考指標】 離島空港の年間旅客者数 (沖縄21世紀ビジョン実施計画 P184)	目標	—	—	—	—	381万人
		実績	313万人 (22年)	—	383万人	407万人	—
	進捗状況説明	新石垣空港他2空港において、計画通りにターミナル及び周辺へのプランター設置や植栽柵への植え付けで飾花を実施した。飾花により離島のイメージを高めることができた。特に新石垣空港では、プランターを設置したことで、空港銘板周辺が観光客の記念撮影箇所として利用されている。					

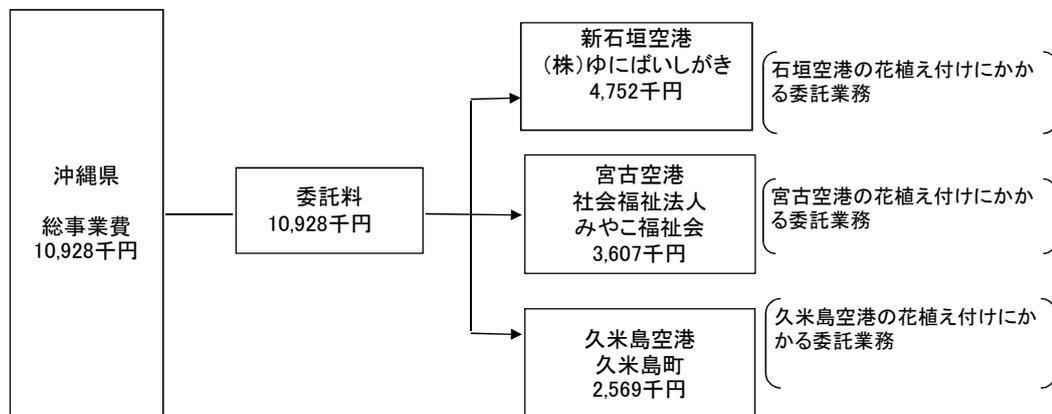
取組の検証	推進上の留意点(推進上の問題、外部環境の変化)	改善余地の検証(効率の更なる向上の視点)
	<p>・県及び市町村の関係機関等における観光プロモーション等により、沖縄県の離島の認知度が高まっていることから、当事業を継続し、離島の玄関口となる空港のイメージアップを図っていきたい。</p>	<p>・更なるイメージアップ効果を図るため、離島地域に応じた飾花する花の種類、年間を通した飾花時期、飾花配置等について、改善の検討を行う必要がある。</p>

今後の取り組み方針

・観光客に、より沖縄らしいイメージを与えるため、離島地域に応じた飾花する花の種類、年間を通した飾花時期、飾花配置等について、検討を行っていく。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何をを行っているかについて補足する)(単位:千円)

総事業費	交付対象事業費	うち交付金充当額	うち県負担金	うち市町村負担金	その他	交付対象外経費
10,928	10,928	8,742	2,186	0	0	0



資金の流れの点検・評価	評価	点検項目	評価に関する説明
	○	支出先の選定方法は妥当か。	<p>(新石垣空港、宮古空港)市内において、就労継続支援事業(A型)・雇用型の事業所で、農産物の生産販売を主体として行っている唯一の事業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項3号の規定により随意契約している。</p> <p>(久米島空港)町内において、久米島町以外にビニールハウス等の設備を完備し、草花栽培の実績があり、障害者への指導ができる者はいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、随意契約している。</p> <p>以上から、事業を実施した3空港とも委託先を適切に選定し、事業内容並びに目的に見合った規模で適正に執行された。</p>
	○	予算規模は事業内容に見合った適正な規模となっているか。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	